

令和4～6年度島根県建設工事等入札参加資格申請にかかる説明会資料【正誤表】

令和3年11月16日 8:30現在

島根県

資料名：2. 手引き（個別編：工事）

頁	正	誤	修正日
15	<p>●雇用者関係調書【様式7号】</p> <p>☆平成31・32（～R3）年度名簿において…</p> <p>①…</p> <p>③…</p> <p>④平成31・32（～3年度）名簿の…</p>	<p>●雇用者関係調書【様式7号】</p> <p>☆平成31・32（～R3）年度名簿において…</p> <p>①…</p> <p>③…</p> <p>④平成29・30年度名簿及び平成31・32（～3年度）名簿の…</p>	11月10日
14	<p>☆障害者就労支援事業所等または…</p> <p>[略]</p> <p>①「しまねゆめいくカンパニー」の認定書（写）</p> <p>製品購入による加点を申請する者は「しまねゆめいくカンパニー」認定の有無のみで判定します。</p> <p>これ以外の加点認定はしません。</p>	<p>☆障害者就労支援事業所等または…</p> <p>[略]</p> <p>①「しまねゆめいくカンパニー」の認定書（写）</p> <p>②複数の障がい者支援事業所等からの購入金額が1,200万円/年以上、または複数の重度障がい者多数雇用事業所からの購入金額が600万円/年以上の支援の有無については、障がい者福祉課から確認しますので、不要です。</p> <p>これ以外の加点認定はしません。</p>	11月11日
14	<p>☆障害者就労支援事業所等からの購入支援を行っている者の場合、様式第5号と併せて添付する書類 [土木一式、建築一式及び舗装工事のみ]</p>	<p>☆障害者就労支援事業所等または重度障害者多数雇用事業所からの購入支援を行っている者の場合、様式第5号と併せて添付する書類 [土木一式、建築一式及び舗装工事のみ]</p>	11月15日

- ⑦現場管理者統括管理講習
- ⑧職長・安全衛生責任者能力向上教育（定期）

●建設労働者の福利向上に関する確認書類について

経営事項審査時に提示した「建設業退職金共済事業加入証明書」、「退職一時金制度導入を証明する書類（加入証明書又は就業規則の写し）」、「企業年金制度導入を証明する書類（加入証明書又は就業規則の写し）」、「法定外労働災害補償制度加入証明書」（写）が全て揃っている者のみ提出してください。（4つのうち、1つでも無いものがあれば、提出は不要です。）

なお、経営事項審査以降、申請日までに加入したことにより4つ全て揃う場合は、提出可能です。

●雇用者関係調書【様式第7号】

☆若年者の雇用（最大5名分、役員を除く正規職員）

申請日前の3年間に於いて、雇用時点の年齢が29才以下の若年者を正規職員として雇用（正規職員としての雇用とは、雇用保険等の加入が義務となる正規な職員として雇用）し、申請日時点で引き続き雇用している者を記入してください。

様式第7号と併せて、加点対象者に関して添付する書類：

- ①「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」又は「雇用開始日が確認出来る書類」（写）
- ②申請日の前月分の賃金支払台帳又は源泉徴収簿（写）

※②は、申請日時点で引き続き雇用していることを確認する書類として提出するものであるため、給与月額等、不要な情報は黒塗り等を行ったものを提出してかまいません。（下記の継続雇用および新たに資格を取得した場合も同様で可。）

☆平成31・32（～R3）年度名簿において「若年者の雇用」で加点した者の継続雇用（最大5名分、役員を除く正規職員）申請日前の2年以上、正規職員として継続雇用し、申請日時点において引き続き雇用しており、県内営業所に勤務している者を記入してください。

様式第7号と併せて、加点対象者に関して添付する書類：

- ①「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（直前3年度分）」又は「雇用開始日が確認出来る書類」（写）
- ③ 申請日の前月分の賃金支払台帳又は源泉徴収簿（写）
- ④ ~~平成29・30年度名簿及び~~平成31・32（～R3）年度名簿の申請時に提出した様式第7号

☆平成29・30年度名簿において「若年者の雇用」で加点され、平成31・32（～R3）年度名簿において「継続雇用」で加点された者が、新たに資格（建設業法に係る主任技術者になれる資格（実務経験は除く）または1・2級建設業経理士）を取得した場合（最大5名分、役員を除く正規職員）申請日前の4年以上、正規職員として継続雇用

- ⑦現場管理者統括管理講習
- ⑧職長・安全衛生責任者能力向上教育（定期）

●建設労働者の福利向上に関する確認書類について

経営事項審査時に提示した「建設業退職金共済事業加入証明書」、「退職一時金制度導入を証明する書類（加入証明書又は就業規則の写し）」、「企業年金制度導入を証明する書類（加入証明書又は就業規則の写し）」、「法定外労働災害補償制度加入証明書」（写）が全て揃っている者のみ提出してください。（4つのうち、1つでも無いものがあれば、提出は不要です。）

なお、経営事項審査以降、申請日までに加入したことにより4つ全て揃う場合は、提出可能です。

●雇用者関係調書 【様式第7号】

☆若年者の雇用（最大5名分、役員を除く正規職員）

申請日前の3年間において、雇用時点の年齢が29才以下の若年者を正規職員として雇用（正規職員としての雇用とは、雇用保険等の加入が義務となる正規な職員として雇用）し、申請日時点で引き続き雇用している者を記入してください。

様式第7号と併せて、加点対象者に関して添付する書類：

- ①「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」又は「雇用開始日が確認出来る書類」（写）
- ②申請日の前月分の賃金支払台帳又は源泉徴収簿（写）

※②は、申請日時点で引き続き雇用していることを確認する書類として提出するものであるため、給与月額等、不要な情報は黒塗り等を行ったものを提出してかまいません。（下記の継続雇用および新たに資格を取得した場合も同様で可。）

☆平成31・32（～R3）年度名簿において「若年者の雇用」で加点した者の継続雇用（最大5名分、役員を除く正規職員）申請日前の2年以上、正規職員として継続雇用し、申請日時点において引き続き雇用しており、県内営業所に勤務している者を記入してください。

様式第7号と併せて、加点対象者に関して添付する書類：

- ①「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（直前3年度分）」又は「雇用開始日が確認出来る書類」（写）
- ③ 申請日の前月分の賃金支払台帳又は源泉徴収簿（写）
- ④ 平成31・32（～R3）年度名簿の申請時に提出した様式第7号

☆平成29・30年度名簿において「若年者の雇用」で加点され、平成31・32（～R3）年度名簿において「継続雇用」で加点された者が、新たに資格（建設業法に係る主任技術者になれる資格（実務経験は除く）または1・2級建設業経理士）を取得した場合（最大5名分、役員を除く正規職員）申請日前の4年以上、正規職員として継続雇用し、申請日時点において引き続き雇用しており、新たに資格を取得した、県内営業所に

- ①障がいを証明するものの写し ⇒ 本人の身体障害者手帳又は療育手帳等の写し
- ②直接的且つ恒常的な雇用を確認できるものの写し ⇒ 本人の健康保険証又は本人が記載されている健康保険厚生年金標準報酬決定通知書等の写し

☆障害者就労支援事業所等または重度障害者多数雇用事業所からの購入支援を行っている者の場合、様式第5号と併せて添付する書類 **【土木一式、建築一式及び舗装工事のみ】**

- ①「しまねゆめいくカンパニー」の認定書（写）
 - ~~②複数の障がい者支援事業所等からの購入金額が120万円／年以上、または複数の重度障がい者多数雇用事業所からの購入金額が600万円／年以上の支援の有無については、障がい者福祉課から確認しますので、不要です。~~
- これ以外の方法での加点認定はしません。

[照会先：島根県 健康福祉部 障がい福祉課 地域生活支援スタッフ 0852-22-5588]

●「子ども・女性みまもり運動」の活動に関する確認書類について

申請日までに県担当部局へ提出した「子ども・女性みまもり運動」登録事業所としての活動報告（写）を提出してください。

[照会先：島根県 環境生活部 環境生活総務課 消費とくらしの安全室 0852-22-6216]

●島根県建設業労働災害防止協会加盟、及び、同協会主催の現場安全点検パトロール参加実績証明書

申請日前の3年間(H30.12.1～R3.12.1。以下同じ。)の状況について、建設業労働災害防止協会島根県支部より、島根県へ活動実績報告がありますので、証明書（写）の提出は不要です。

●労働安全講習受講実績報告書 【様式第10号】

申請日前の3年間において、建設業労働災害防止協会島根県支部が実施した「安全衛生教育研修」の中で下記に指定する研修を受講した実績を様式10号にとりまとめ提出してください。

併せて、受講した研修の修了証（写）を提出してください。

【指定講習】

- ①職長・安全衛生責任者教育
- ②職長のためのリスクアセスメント教育
- ③総合工事業者のためのリスクアセスメント研修
- ④車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）
運転業務従事者安全衛生教育（定期）
- ⑤建設業等における管理者のための熱中症予防教育
- ⑥足場の組立て等作業主任者能力向上教育（定期）

- ①障がいを証明するものの写し ⇒ 本人の身体障害者手帳又は療育手帳等の写し
- ②直接的且つ恒常的な雇用を確認できるものの写し ⇒ 本人の健康保険証又は本人が記載されている健康保険厚生年金標準報酬決定通知書等の写し

☆障害者就労支援事業所等または重度障害者多数雇用事業所からの購入支援を行っている者の場合、様式第5号と併せて添付する書類 **【土木一式、建築一式及び舗装工事のみ】**

- ①「しまねゆめいくカンパニー」の認定書（写）

製品購入による加点を申請する者は「しまねゆめいくカンパニー」認定の有無のみで判定します。

これ以外の方法での加点認定はしません。

[照会先：島根県 健康福祉部 障がい福祉課 地域生活支援スタッフ 0852-22-5588]

●「子ども・女性みまもり運動」の活動に関する確認書類について

申請日までに県担当部局へ提出した「子ども・女性みまもり運動」登録事業所としての活動報告（写）を提出してください。

[照会先：島根県 環境生活部 環境生活総務課 消費とくらしの安全室 0852-22-6216]

●島根県建設業労働災害防止協会加盟、及び、同協会主催の現場安全点検パトロール参加実績証明書

申請日前の3年間（H30.12.1～R3.12.1。以下同じ。）の状況について、建設業労働災害防止協会島根県支部より、島根県へ活動実績報告がありますので、証明書（写）の提出は不要です。

●労働安全講習受講実績報告書 【様式第10号】

申請日前の3年間において、建設業労働災害防止協会島根県支部が実施した「安全衛生教育研修」の中で下記に指定する研修を受講した実績を様式10号にとりまとめ提出してください。

併せて、受講した研修の修了証（写）を提出してください。

【指定講習】

- ①職長・安全衛生責任者教育
- ②職長のためのリスクアセスメント教育
- ③総合工事業者のためのリスクアセスメント研修
- ④車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）
運転業務従事者安全衛生教育（定期）
- ⑤建設業等における管理者のための熱中症予防教育
- ⑥足場の組立て等作業主任者能力向上教育（定期）

- ①障がいを証明するものの写し ⇒ 本人の身体障害者手帳又は療育手帳等の写し
- ②直接的且つ恒常的な雇用を確認できるものの写し ⇒ 本人の健康保険証又は本人が記載されている健康保険厚生年金標準報酬決定通知書等の写し

☆障害者就労支援事業所等~~または重度障害者多数雇用事業所~~からの購入支援を行っている者の場合、様式第5号と併せて添付する書類 **【土木一式、建築一式及び舗装工事のみ】**

- ①「しまねゆめいくカンパニー」の認定書（写）

製品購入による加点を申請する者は「しまねゆめいくカンパニー」認定の有無のみで判定します。

これ以外の方法での加点認定はしません。

[照会先：島根県 健康福祉部 障がい福祉課 地域生活支援スタッフ 0852-22-5588]

●「子ども・女性みまもり運動」の活動に関する確認書類について

申請日までに県担当部局へ提出した「子ども・女性みまもり運動」登録事業所としての活動報告（写）を提出してください。

[照会先：島根県 環境生活部 環境生活総務課 消費とくらしの安全室 0852-22-6216]

●島根県建設業労働災害防止協会加盟、及び、同協会主催の現場安全点検パトロール参加実績証明書

申請日前の3年間（H30.12.1～R3.12.1。以下同じ。）の状況について、建設業労働災害防止協会島根県支部より、島根県へ活動実績報告がありますので、証明書（写）の提出は不要です。

●労働安全講習受講実績報告書 【様式第10号】

申請日前の3年間において、建設業労働災害防止協会島根県支部が実施した「安全衛生教育研修」の中で下記に指定する研修を受講した実績を様式10号にとりまとめ提出してください。

併せて、受講した研修の修了証（写）を提出してください。

【指定講習】

- ①職長・安全衛生責任者教育
- ②職長のためのリスクアセスメント教育
- ③総合工事業者のためのリスクアセスメント研修
- ④車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）
運転業務従事者安全衛生教育（定期）
- ⑤建設業等における管理者のための熱中症予防教育
- ⑥足場の組立て等作業主任者能力向上教育（定期）

- ①障がいを証明するものの写し ⇒ 本人の身体障害者手帳又は療育手帳等の写し
- ②直接的且つ恒常的な雇用を確認できるものの写し ⇒ 本人の健康保険証又は本人が記載されている健康保険厚生年金標準報酬決定通知書等の写し

☆障害者就労支援事業所等からの購入支援を行っている者の場合、様式第5号と併せて添付する書類 **【土木一式、建築一式及び舗装工事のみ】**

- ①「しまねゆめいくカンパニー」の認定書（写）

製品購入による加点を申請する者は「しまねゆめいくカンパニー」認定の有無のみで判定します。

これ以外の方法での加点認定はしません。

[照会先：島根県 健康福祉部 障がい福祉課 地域生活支援スタッフ 0852-22-5588]

●「子ども・女性みまもり運動」の活動に関する確認書類について

申請日までに県担当部局へ提出した「子ども・女性みまもり運動」登録事業所としての活動報告（写）を提出してください。

[照会先：島根県 環境生活部 環境生活総務課 消費とくらしの安全室 0852-22-6216]

●島根県建設業労働災害防止協会加盟、及び、同協会主催の現場安全点検パトロール参加実績証明書

申請日前の3年間（H30.12.1～R3.12.1。以下同じ。）の状況について、建設業労働災害防止協会島根県支部より、島根県へ活動実績報告がありますので、証明書（写）の提出は不要です。

●労働安全講習受講実績報告書 【様式第10号】

申請日前の3年間において、建設業労働災害防止協会島根県支部が実施した「安全衛生教育研修」の中で下記に指定する研修を受講した実績を様式10号にとりまとめ提出してください。

併せて、受講した研修の修了証（写）を提出してください。

【指定講習】

- ①職長・安全衛生責任者教育
- ②職長のためのリスクアセスメント教育
- ③総合工事業者のためのリスクアセスメント研修
- ④車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）
運転業務従事者安全衛生教育（定期）
- ⑤建設業等における管理者のための熱中症予防教育
- ⑥足場の組立て等作業主任者能力向上教育（定期）